

藤枝市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第1 基本的な考え方

1. 指針策定の背景について

藤枝市は静岡県ほぼ中央に広がる志太平野の東部に位置し、温暖な気候と豊かな自然環境の中で、山間部、丘陵部、平坦部それぞれの地域の特色を生かした多様な農業を展開しているが、中でもお茶とみかんは、本市の特産農産物として広くその名を全国に高めてきた。

しかしながら近年、本市の農業を取り巻く状況は、全国的な傾向と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生、野生鳥獣被害の深刻化など、様々な問題を抱えており、その対策の強化を図ることが求められている。

特に、市域の耕地面積が平成12年から10年間で、水田と樹園地が大きく減少していることから、山間部の茶畑や丘陵部の柑橘畑においては、優良農地の確保や農地の集積化を推進し、平坦部の農地においては、農地の流動化と農業規模の拡大による経営基盤の安定化を図ることが必要であり、これと併せて、新規就農者を支援し育成していくことが重要となっている。

2. 指針策定の目的と位置付けについて

以上のような状況の中、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

農業委員会では、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に推進し、地域農業の振興を図るための具体的な目標と推進方法について、以下のとおり定める。

なお、本指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成27年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農業利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期にあわせ検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」に準ずる。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年4月)	2,700ha	169.3ha	6.27%
目 標 (平成35年4月)	2,700ha	159.0ha	5.9%以下

注1：「管内の農地面積」は、2015 農林業センサスの数値を記入

注2：「遊休農地面積」は、平成29年度荒廃農地調査（A分類）の数値を記入

【目標設定の考え方】

- 平成30年1月末において、管内の農地面積2,700haに対し、再生可能な遊休農地面積は169.3haであり、農地面積に占める遊休農地面積の割合は、6.27%と高い比率になっている。

遊休農地の所有者に対して、効果的な指導や助言を実施し、遊休農地の発生防止に努めるとともに、年間約2haの耕地化を図り、平成35年4月時点の遊休農地の割合を5.9%以下に減少させることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員及び関係機関が連携し、各担当区域内の全ての農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を実施し、遊休農地の状況を把握するとともに、遊休農地の所有者等に対して、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の実施時期にかかわらず、適時実施する。

- 関係機関や地域住民などからの情報収集により、遊休化が懸念される農地については土地所有者の意向を確認し、遊休農地の発生を早期に防止する。
 - 利用状況調査及び利用意向調査の結果については、速やかに「農地情報公開システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構との連携について**
- 利用意向調査の結果に基づき、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 非農地判断について**
- 山間部の農地で山林原野化が著しく進行し、再生困難と判断される農地については、「藤枝市荒廃農地再生アクションプラン」（平成 30 年 4 月策定）に基づき、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、再生可能な農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 4 月)	2,700 h a	700 h a	25.9%
目 標 (平成 35 年 4 月)	2,700 h a	800 h a	29.6%

注1：「管内の農地面積」は、2015 農林業センサスの数値を記入

【目標設定の考え方】

- 「藤枝市農業農村振興ビジョン推進プログラム」（平成 28 年 1 月策定）において、生産性の高い農業の振興を図るため、担い手への農地利用集積を推進し、平成 32 年度の集積率の目標を 37.7%に定めたが、平成 29 年度の実績は 25.9%であった。

以上の現状を考慮し、平成 30 年度以降については関係機関と連携し、年間 20 h a 以上の集積化に努めることとし、平成 35 年 4 月時点の集積率を 29.6%に向上させることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農業委員及び推進委員による周知活動について

- 農業委員と推進委員による地域の担い手への農地利用集積・集約化を推進するため、「人・農地プラン」に基づき、集落・地域における農業者等の話し合いに積極的に参画し、農地中間管理事業、農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）について啓発し、農地の有効利用と制度について周知を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は「藤枝市農地流動化推進員」からの情報と合わせ、「農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地」「耕作の事業に従事する者が不在となり、または、不在となることが確実と認められる農地」「利用権の設定期間が満了する農地」等についてリスト化し、藤枝市、農地中間管

理機構、農業協同組合等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進展している地域においては、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

- 中山間地域等の農地で区画や形状が悪いことから、受け手が確保できない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業と併せて、新規参入の受入を推進するなど、地域の状況に応じた取り組みを推進する。

④ 所有者等を通知できない農地の取扱いについて

- 所有者等が確認できないため、所有者等を通知できない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権が設定できる制度を活用し、農地中間管理機構と連携して農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規就農者 (経営体) 数
現 状 (平成 30 年 4 月)	8 経営体
目 標 (平成 35 年 4 月)	10 経営体以上

注 1 : 「新規就農者数」は、当該年度の実績値及び目標値を記入

【目標設定の考え方】

- 「藤枝市農業農村振興ビジョン推進プログラム」(平成 28 年 1 月策定) に基づき、新規就農者の参入促進を図っているが、平成 29 年度で 8 経営体を参入させた実績は、過去 3 年間において最多であった。(平成 27 年度 6 経営体、平成 28 年度 5 経営体)

平成 30 年度以降についてもこの水準を保ちながら、平成 34 年度の年間新規参入者数は、10 経営体以上とすることを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 静岡県、藤枝市、農業協同組合、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構など関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者(法人を含む。)を把握する。

② 新規就農の相談活動について

- 市内移住希望者で就農を希望する者をはじめ、新規就農希望者に対する相談活動を行うとともに、関係機関と連携し、貸付けを希望する再生可能な遊休農地の情報提供とともに、各種補助制度や有利な融資制度、研修制度等に関する情報提供を行う。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が確保できない地域においては、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構等を活用し、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の定期的な日常活動において、農業者の営農の意向や農地集積の意向等を把握することにより、高齢引退者と新規参入者とのマッチングを行う。

また、新規参入者の定着を図るため、受入地域の環境を整備するとともに、参入後についてもフォローアップに努める。